

告示

埼玉県告示第百九十一号

東松山市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
東松山市	令和六年度	街区境界調査 図六枚 街区境界調査 簿一冊	東松山十八地区(本町二丁目、箭弓町一丁目、神明町一丁目の各一部)	令和八年三月二十三日